

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 長寿課	
契約締結年月日	令和6年5月22日	
事 業 名	在宅高齢者調髪サービス事業	
業 務 の 概 要	市内の理美容業者が、介護保険における要介護度3以上の要介護者の居宅に訪問し、調髪を行う。	
契約金額(税込)	1人当たり1回5,100円 (支出見込額 1,530,000円) ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	愛知県理容生活衛生同業組合 瀬戸支部 尾張旭部会 愛知県美容業生活衛生同業組合 瀬戸支部	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	当該事業の遂行には、市内の理美容業者の協力が不可欠であり、市内の理美容業者の多数が加盟する愛知県理容生活衛生同業組合瀬戸支部尾張旭部会及び愛知県美容業生活衛生同業組合瀬戸支部に事業を委託することが妥当であるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課 です。